

名古屋市達第13号

財 政 局
収納管理・特別徴収
事 務 セ ン タ ー

名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程（平成22年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター（以下「センター」という。）は、財政局税務部に属し、市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、 <u>軽自動車税の環境性能割を除く</u> 。以下同じ。）に係る徴収金及び国有資産等所在市町村交付金の収納管理に関する事務並びに個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税（いずれも給与からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。以下同じ。）の賦課に関する事務をつかさどる。	第1条 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター（以下「センター」という。）は、財政局税務部に属し、市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）に係る徴収金及び国有資産等所在市町村交付金の収納管理に関する事務並びに個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税（いずれも給与からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。以下同じ。）の賦課に関する事務をつかさどる。

附 則

この達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。